

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 30 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

災害対策基本法における緊急通行車両に関する廃棄物収集運搬車両の事前届出について
(周知)

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

近い将来生じることが懸念されている、南海トラフ地震や首都直下地震等の自然災害に対しては、政府全体で事前の検討が進められており、環境省でも、非常災害に備えた廃棄物処理対策に関する検討を進めているところです。

災害対策基本法においては、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合には、道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの）以外の車両の通行を禁止または制限することができる」とされています。このため、災害時に生活ごみ、避難所ごみ、汲み取りし尿、災害廃棄物等を収集運搬する車両について、緊急通行車両としての確認を受けていない場合には、災害発生時に通行の制限を受ける可能性があります。

上記交通規制については「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（通達）」（平成 24 年 3 月 8 日、警察庁交通局長。以下「実施要領」という。）で周知されているところですが、廃棄物収集運搬車両の緊急通行車両の事前登録について説明を加えて周知いたします。

については、下記について御確認の上、貴管下市区町村等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 災害対策基本法第 76 条第 1 項は、大規模災害発生時等に公安委員会が「緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる」こととしている。実施要領第 2 の 1（2）アに記載される緊急通行車両は、緊急通行車両である

この確認に係る事前届出が認められており、廃棄物収集運搬車両が実施要領第3の2(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、緊急通行車両の対象となる。

○実施要領第2の1(2)ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策(災対法第50条第1項参照)に使用される車両(第3の2参照)。

○災害対策基本法第50条第1項 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

○実施要領第3の2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

- (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

2 緊急通行車両の事前届出に関する手続の概要は下記のとおり。

(1) 事前届出を行う者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）。

(2) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部及び警察署を受付窓口とし、当該都道府県警察の本部を経由して当該公安委員会に事前届出を行う。

(3) 事前届出の際に必要な書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類*（当該書類がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び実施要領別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通を提出する。

※業務の内容を疎明する書類としては、地域防災計画や災害廃棄物処理計画等が想定されるが、申請手続及び必要書類の詳細については管轄する都道府県警察に確認されたい。

(4) 届出済証の交付等

公安委員会は、事前届出を受理したときは、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という）を事前届出を行った者に交付する。

3 災害発生後における事前届出車両の確認に関する手続の概要は下記のとおり。

(1) 届出済証の交付を受けた者からの申出の優先

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があつた場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱う。

(2) 緊急通行車両であることの確認

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者にすでに交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第4の証明書に必要事項を記載させることにより手続を行う。

届出済証による緊急通行車両であることの確認は、都道府県警察の本部、警察署及び交通検問所において行う。

(3) 確認標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付する。

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日とする。

(4) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者からの申出

公安委員会は、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行う。

(大規模災害に伴う交通規制実施要領はこちらから)

<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kisei/kisei20120308.pdf>

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

担当：西川、福永、高橋

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp